

広島県選挙管理委員会告示第三十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和八年四月三十日

広島県選挙管理委員会委員長 大 辻 茂

別表

施設の種類	施設 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
老人ホーム	住宅型有料老人ホーム ゆえん 祇園	広島市安佐南区長束 六丁目10番8号	令和8年4月21日